



# 藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付  
第1巻 第1号

2014年2月(第23号)

梅の便りが届き始めていますが、今年は関東甲信越でも積雪による被害が大きいようです。暖かい春がやってくるのが待ち遠しいですね。

「事務所だより2月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

## この号の内容

- 1 パートタイマーの年次有給休暇
- 2 介護保険料がアップします
- 3 残業代の割増計算とは？
- 4 当事務所から

## パートタイマーの年次有給休暇

年次有給休暇とは、一定期間勤務した労働者に対して、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障するために付与される休暇のことで、取得しても給料が支払われる休暇のことです。パートタイマーにも有給休暇を付与しなければならないかとのご質問をよく受けますが、所定労働日数の少ないパートタイマーにも付与することが法律上義務づけられています。ただし、所定労働日数に応じて、正社員よりも少ない日数が付与されることとされています。今回はパートタイマーの有給休暇についてご説明します。

### ■ 付与日数

表1

| 週所定労働日数 | 1年間の所定労働日数 | 雇い入れ日から起算した継続勤務期間(単位:年) |     |     |     |     |     |       |
|---------|------------|-------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|         |            | 0.5                     | 1.5 | 2.5 | 3.5 | 4.5 | 5.5 | 6.5以上 |
| 4日      | 169日~216日  | 7                       | 8   | 9   | 10  | 12  | 13  | 15    |
| 3日      | 121日~168日  | 5                       | 6   | 6   | 8   | 9   | 10  | 11    |
| 2日      | 73日~120日   | 3                       | 4   | 4   | 5   | 6   | 6   | 7     |
| 1日      | 48日~72日    | 1                       | 2   | 2   | 2   | 3   | 3   | 3     |

表1は週所定労働時間が30時間未満で、かつ、週所定労働日数が4日以下、又は1年間の所定労働日数が48日から216日までのパートタイマーに適用されます。

週所定労働時間が30時間以上、所定労働日数が週5日以上、または1年間の所定労働日数が217日以上のパートタイマーは表2が適用されます。

表2

| 週所定労働日数 | 1年間の所定労働日数 | 雇い入れ日から起算した継続勤務期間(単位:年) |     |     |     |     |     |       |
|---------|------------|-------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
|         |            | 0.5                     | 1.5 | 2.5 | 3.5 | 4.5 | 5.5 | 6.5以上 |
| 5日      | 217日~      | 10                      | 11  | 12  | 14  | 16  | 18  | 20    |



【詳しい内容はこちらをクリック】

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/faq\\_kijungyosei06.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/faq_kijungyosei06.html)

## 介護保険料がアップします

協会けんぽの介護保険料が本年3月分（4月納付分）より現行の1.55%から1.72%に引き上げられる事となりました。介護給付費が年々増加しているに伴い、協会けんぽが負担しなければならない額（介護納付金）も増加しており、現在の保険料率のままですと、700億円を超える赤字が見込まれるためです。

なお、介護保険料は一般に健康保険料と一緒に給与から控除されますが、本年度は健康保険料の変更はありません。

また、健康保険組合の介護保険料および健康保険料については、各健康保険組合ごとに保険料率が決められておりますので、詳しくは直接窓口にお問合せください。

【詳しい内容はこちらをクリック】

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat330/sb3130/h26/260220>



## 残業代の割増計算とは？

労働基準法では、労働時間は原則1日8時間、1週40時間までと定められています。この法定労働時間を超えて労働させた場合が（法定）時間外労働となり、2割5分以上の率で計算した残業代を支払う必要があります。また、原則午後10時から午前5時までの間に労働させた場合は深夜勤務となりますので、こちらも2割5分以上の率で計算した残業代を支払う必要があります。つまり（法定）時間外労働であり、かつ、深夜勤務である時間帯については合計で5割以上の率で計算した残業代を支払う必要があるということです。

### 当事務所から



事務所日より2月号はいかがでしょう。

ソチオリンピックが閉幕しましたね。今回も様々なドラマがあり、選手の皆さんから勇気と感動をたくさんもらいました。オリンピックのような大舞台では平常心を保って競技することはとても難しいことです。選手のメンタルの強さ、見習いたいものですね。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606 号  
（社会保険労務士法人アシスト 21 内）

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958

Email [mayfujii@sr-fujiioffice.com](mailto:mayfujii@sr-fujiioffice.com)

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー  
藤井真由美